

新大阪駅営業二科は半休を取得できる！ **本部からも申し入れ！**

新大阪駅営業二科における半休の取得に関して、新幹線関西地本から2回（1月29日、4月1日）の申し入れを行いました。しかし、会社は「半休の取得は認めない」と回答しました。新大阪駅営業二科は半休を取得できる職場であり、会社が言うところ「新大阪駅営業二科における半休の取得は認めない」は到底納得できるものではありません。したがって4月22日、本部から以下の申し入れ（要旨）を行いました。

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

半休単位の年休の取得に関する申し入れ

会社は、新幹線関西地本の新大阪駅営業二科の半休取得に関する申し入れに対して「半休の取得を認めない」と回答した。しかし、新大阪駅営業二科は半休が取得できる職場であり、新大阪駅営業二科と同じ業務内容である東京駅と新横浜駅の営業二科では半休が取得できている。

新大阪駅営業二科において半休が付与されないことは、平成23年度協約改訂に関する議事録確認の「半休を取得することが業務の正常な運営に支障がない場合は、半休の取得を認めることはあり得る」との回答に反するものである。

以上のことから、新大阪駅営業二科において半休を付与しないことは協約違反であり、不当労働行為である。

したがって下記の通り申し入れるので、すみやかに団体交渉を開催すること。

記

新大阪駅営業二科における半休不承認は、平成23年度協約改訂に関する議事録確認に反するものである。新大阪駅営業二科において労働協約に則り、請求された半休を付与すること。